

黒川地域行政事務組合議会会議録

令和4年2月8日 第2回定例会

黒川地域行政事務組合

第2回黒川地域行政事務組合（定例会）

令和4年2月8日（火曜日）

出席議員（16名）

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	菊池美穂君	4番	畑山和晴君
5番	渡辺良雄君	6番	石川敏君
7番	佐々木春樹君	8番	遠藤昌一君
9番	大友三男君	10番	金子透君
11番	高橋正俊君	12番	千坂裕春君
13番	門間浩宇君	14番	藤巻博史君
15番	和賀直義君	16番	犬飼克子君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条による説明のための出席者

理 事 長	浅野元君
理 事	田中学君
理 事	若生裕俊君
理 事	萩原達雄君
教 育 長	上野忠弘君
代 表 監 査 委 員	佐々木修君
助 役	鎌田節夫君
総 務 課 長	明石良孝君
財 政 課 長	村田充穂君
会 計 管 理 者	碓井豪君
財 政 課 副 参 事	佐藤初雄君
業 務 課 長	田中孝幸君
兼 教 育 次 長	
業 務 課 参 事	

消防本部 消防長	石川 勉 君
消防本部 次長	高橋 正 君
消防本部 総務課長	石川 久志 君
消防本部 警防課長	金須 新一 君
消防本部 指令課長	田口 学 君
消防本部 予防課長	佐久間 義男 君

職務のため議場に参加した職員

総務課 係長	寺嶋 千佳 君
総務課 主任	野口 綾 君

議事日程

令和4年2月8日（火曜日）

午前10時14分 開会

第 1	会議録署名議員の指名……………	4 頁
第 2	会期の決定について……………	4 頁
第 3	一般質問……………	7 頁
第 4	議案第 3 号……………	8 頁
第 5	議案第 4 号……………	8 頁
第 6	議案第 5 号……………	10 頁
第 7	議案第 6 号……………	18 頁
第 8	議案第 7 号……………	19 頁
第 9	議案第 8 号……………	20 頁
第10	議案第 9 号……………	24 頁
第11	議案第10号……………	26 頁
第12	議案第11号……………	45 頁
第13	議案第12号……………	49 頁
第14	議案第13号……………	50 頁
第15	議案第14号……………	54 頁

午後 2時36分 閉会

本日の会議に付された事件

- 議案第 3号 視聴覚教材センター設置条例を廃止する条例
- 議案第 4号 黒川地域行政事務組合教育委員会の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例
- 議案第 5号 令和3年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第6号）
- 議案第 6号 令和3年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 7号 令和3年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計補正予算
（第1号）
- 議案第 8号 令和3年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第 9号 令和3年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計補正予算
（第1号）
- 議案第10号 令和4年度黒川地域行政事務組合一般会計予算
- 議案第11号 令和4年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計予算
- 議案第12号 令和4年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計予算
- 議案第13号 令和4年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算
- 議案第14号 令和4年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計予算

午前10時14分 開会

○議長（犬飼克子君） 続きまして、本会議を開会いたします。

ただいまの出席議員は16人です。

令和4年第2回黒川地域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程についてはお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（犬飼克子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番菊池美穂君、4番畑山和晴君を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（犬飼克子君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、1月21日に開催されました議会運営協議会における協議結果を受け、本日1日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（犬飼克子君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間に決定いたしました。

理事長より提出議案の説明を含め挨拶を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） 改めまして、おはようございます。

令和4年第2回黒川地域行政事務組合議会定例会開会に当たりまして、御挨拶を申し上げたいと思います。

本日ここに、令和4年第2回黒川地域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともに御多用中にもかかわらず、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。日頃より本組合の事務事業運営に対しまして、議員の皆様の御指導と御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

初めに、視聴覚教材センターでございますが、本年3月末日をもって行政事務組合の事務事業から廃止とするため、昨年12月の関係市町村議会におきまして、組合規約変更の議決をいただき、本

年2月2日付で宮城県知事より規約変更の許可がなされましたので御報告申し上げます。

また、黒川地域行政事務組合教育委員会につきましても、権限に属する事務がなくなりますことから廃止となるもので、これまで御尽力いただきました教育長をはじめ、教育委員の皆様方に深く感謝を申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策でございますが、引き続き国、県の動向を注視し、感染の予防及び拡大防止に努め、適切に事務事業を推進してまいります。

それでは、今期定例会の開会に当たりまして、令和4年度の組合運営方針等につきまして部門ごとに申し上げます。

黒川地域は都市化の進展により、広域行政を取り巻く環境は大きく変化を続けている状況にあります。

その中におきまして、行政事務組合では、住民皆様の安全・安心を守り、地域の生活環境の向上のために、関係市町村と連携の下、効果的な広域行政に努め、その役割を果たしてまいります。

初めに、黒川浄斎場でございますが、火災業務を民間に委託し、順調に運営されております。今後も受託者と連携し、適切な施設運営に努めてまいります。

また、環境衛生センター・し尿処理施設につきましても、施設運営を民間に委託し、順調に運営されております。引き続き受託者と連携し、計画的な維持補修を行い、水質基準を遵守した施設管理に努めながら、今後の施設整備方針につきましても検討してまいります。

次に、環境管理センター・ごみ処理施設でございますが、ごみ焼却施設につきましては、運転管理を民間に委託し、24時間連続運転により、安定した焼却処理が順調に行われております。引き続き受託者とともに、環境基準を遵守した適切な施設管理に努めてまいります。

一般廃棄物最終処分場につきましても、現在の施設を適切に管理するとともに、今後の整備計画につきましても検討を進めてまいります。

その他の施設につきましても、維持管理を計画的に行うとともに、環境基準を遵守した施設運営に努め、関係町村と連携し、さらなるごみの分別徹底及び減量化を住民皆様に働きかけるなど、循環型社会の実現を目指してまいります。

次に、消防部門でございますが、初めに昨年の活動状況について御報告申し上げます。

火災につきましては、発生件数が27件で、前年より4件の減少となっております。

救急につきましては、出場件数が3,546件で、前年より125件の増加となっております。

救助につきましては、出場件数が72件と前年より17件増加となり、うち交通救助の出場は37件と

なっております。

以上が、昨年の活動状況でございます。今後も地域住民の安心・安全の確保のため、適切な消防活動に努めてまいります。

次に、介護認定並びに障害支援区分認定審査事務につきましては、公平・公正な審査判定を円滑に進めていただきますようお願いしてまいります。

最後に、病院事業でございますが、今後も指定管理者である公益社団法人地域医療振興協会と協力し、公立黒川病院の理念であります「黒川地域の医療体制の充実及び住民の受療への安心確保」のために努力してまいります。

以上が、令和4年度の組合運営方針等でございます。

続きまして、提出しております議案等について、概要を御説明申し上げます。

初めに、議案第3号につきましては、視聴覚教材センター設置条例を廃止する条例でございます。

議案第4号は、黒川地域行政事務組合教育委員会の廃止に伴う関係条例の改正を、一括して整理する条例でございます。

議案第5号から議案第9号までの令和3年度各種会計補正予算につきましては、予算執行状況を精査し、今後の執行見通しを踏まえ、各事務事業の所要経費について整理したものでございます。

続きまして、議案第10号から議案第14号までの令和4年度各種会計予算について御説明申し上げます。

一般会計につきましては、総額を27億9,268万4,000円とするもので、主要事業といたしましては、衛生費では循環型社会形成推進地域計画策定業務委託費、粗大ごみ処理施設精密機能検査業務委託費、消防費には高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線更新工事費、新消防庁舎整備事業実施設計業務委託費をはじめとする、各事務事業の所要経費を計上しております。

介護認定審査会特別会計につきましては、審査委員40名による8合議体で審査判定をお願いするもので、総額を1,375万8,000円とするものでございます。

また、障害支援区分認定審査会特別会計につきましては、審査委員10名の2合議体で審査判定をお願いするもので、総額を114万4,000円とするものでございます。

次に、病院事業会計でございますが、指定管理者によります業務の予定量を、1日平均患者数で一般病棟入院を71人、回復期病棟入院を43人、外来患者数を222人と見込んでおります。

また、病院事業会計における市町村負担金は、企業債償還金、指定管理者への運営交付金などの総額4億7,501万円を計上しております。

訪問看護ステーション事業会計につきましては、指定管理者による業務の予定量を、月平均で利用者数を87人、利用回数を471回と見込んでおります。

以上が今回提出しております議案の概要でございます。何とぞ慎重に御審議をいただきまして、御可決賜わりますようよろしくお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第3 一般質問

○議長（犬飼克子君） 日程第3、会議規則第60条の規定に基づき一般質問を行います。

発言を許可します。12番千坂裕春君。

○12番（千坂裕春君） 通告に従いまして一般質問を開始します。

黒川消防本部建設時の住民説明会、パブリックコメントの時期について。

大和町では吉岡西部地区の開発において、令和3年10月15日に、まほろばホール1階大会議室において、仙塩広域都市計画の変更案に関する説明会を開催しました。業務施設エリア決定に伴い、上記建設に当たり、住民説明会、パブリックコメントは必須であるが、同スケジュールをお伺いします。

○議長（犬飼克子君） 答弁を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） それでは、ただいまの御質問にお答えをいたしたいと思っております。

新消防本部庁舎につきましては、令和7年度を竣工、令和8年度の供用開始に向け、現在は基本設計の策定を進めております。

組合としましては、消防庁舎の移転事業に対して地域住民の御理解をいただくため、住民説明会の開催は必要なものと考えております。開催時期につきましては、事業の進行状況に合わせ、必要な時期を見計らいながら開催することとしております。

また、工事の進捗状況を広報紙とホームページを用いて情報発信を行い、移転事業に対してさらに理解が深まるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（犬飼克子君） 再質問・答弁は、質問席・答弁席にてお願いいたします。12番千坂裕春君。

○12番（千坂裕春君） 再質問を開始します。

確認ですが、現在ですとまだ時期は決めていないけれども、設計のどのタイミングで開催したほうが執行部としては効果的なものかという考えがありましたら、お尋ね申し上げます。

○議長（犬飼克子君） 理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） タイミングということですが、先ほど申しました、今基本設計に入ろうとしているところでございます。ある程度、姿が見えてきたときということになるかというふうに思っておりますし、また区画整理事業につきましてもまだ工事等スタートしておりませんので、そういった地域の方々に説明するに当たりましては、その辺の進捗状況、基本設計なり詳細設計なり、そういったところの状況を見ながらということで、そういった時期に説明をするのがいいのかなというふうに考えております。

○議長（犬飼克子君） 以上で12番千坂裕春君の一般質問を終了します。

日程第4 議案第3号 視聴覚教材センター設置条例を廃止する条例

○議長（犬飼克子君） 日程第4、議案第3号視聴覚教材センター設置条例を廃止する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、議案第3号について御説明いたします。

議案書1ページをお開き願います。

議案第3号視聴覚教材センター設置条例を廃止する条例でございます。

理事長の挨拶にもありましたとおり、今年度末をもって視聴覚教材センターを廃止しようとするもので、その設置条例を廃止する条例でございます。

附則にまいりまして、この条例は令和4年4月1日から施行とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第4、議案第3号視聴覚教材センター設置条例を廃止する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 黒川地域行政事務組合教育委員会の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例

○議長（犬飼克子君） 日程第5、議案第4号黒川地域行政事務組合教育委員会の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、議案第4号について御説明いたします。

議案書の2ページ、3ページ、それから別冊の条例議案新旧対照表の1ページを併せて御覧願います。

議案第4号黒川地域行政事務組合教育委員会の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例でございます。

このことにつきましては、議案第3号で御説明いたしました視聴覚教材センターの廃止に伴いまして、教育委員会も廃止となりますことから、関係する6条例の改正を一括して整理するための条例でございます。

改正の内容につきましては、教育委員会に関する文言等の削除でございます。

それでは、議案の第1条、議会特別委員会条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表で御説明いたしますので、1ページを御覧願います。

こちらにつきましては、議会特別委員会条例第14条から、教育委員会の教育長を削るものでございます。

下段にまいりまして、議案の第2条関係でございます。黒川地域行政事務組合情報公開条例第2条第1号から、教育委員会を削るものでございます。

2ページにまいりまして、上段でございます。

議案の第3条関係です。黒川地域行政事務組合個人情報保護条例第2条第3号から、こちらも教育委員会を削るものでございます。

下段にまいりまして、議案の第4条関係です。職員定数条例第2条第2号、教育委員会関係の定数を削りまして、第3号を第2号とするものでございます。

続きまして、3ページでございます。

議案の第5条関係です。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、別表第1から教育委員会に関する表の一部を削るものでございます。

最後4ページにまいりまして、議案の第6条関係です。黒川地域行政事務組合特別職報酬等審議会条例第2条の理事及び教育長を、及び理事に改めるものでございます。

議案書の3ページにお戻りいただきまして、附則でございます。この条例は、令和4年4月1日

から施行とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第5、議案第4号黒川地域行政事務組合教育委員会の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 令和3年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第6号）

○議長（犬飼克子君） 日程第6、議案第5号令和3年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長村田充穂君。

○財政課長（村田充穂君） それでは、議案第5号を御説明させていただきます。

議案書4ページをお開き願ひます。あわせて、別冊にお配りしております令和3年度各種会計補正予算に関する説明書、1ページをお開き願ひます。

それでは、内容について御説明させていただきます。

令和3年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第6号）。

第1条は、歳入歳出それぞれ3,245万3,000円を減額し、総額を21億5,529万5,000円とするものです。

第2項は、予算の区分及び補正後の金額を5ページ、6ページの第1表のとおりとするものです。

第2条は、債務負担行為の追加及び廃止で、7ページ、8ページにございます第2表のとおりでございます。全員協議会で御説明しました救助工作車を含み、34件の追加を行うとともに、1件の廃止をするものです。廃止につきましては、追加した事業の統合による見直しを行ったものでございます。

続きまして、別冊の事項別明細書により、主な補正内容について御説明いたします。

補正予算に関する説明書、1ページ、2ページを御覧願ひます。

1 ページ、2 ページは歳入と歳出を総括したものでございます。

3 ページをお開き願います。

歳入について御説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目市町村負担金について、3,463万1,000円を減額するものです。

市町村負担金の増減の要因としまして、管理運営費に関しましては人件費の精査によるもの、火葬場費は備品購入費や修繕工事費の事業の精査によるもの、し尿処理費については施設整備方針検討業務委託費の入札先によるもの、ごみ処理費は人件費の精査によるもの、最終処分場費は施設維持工事費の精査によるもの、消防費につきましては人件費の減額に加えまして、それぞれの市町村の負担率を算定する際に用いております基準財政需要額の確定による再計算による増減も含まれております。再計算の結果、富谷市、大和町で減額、大郷町、大衡村では増額となっております。社会教育費については、事業の精査によるものです。

各事業の精査による減額は、市町村に返還を行い、消防費の増額につきましては、改めて負担金のお願いをさせていただくものでございます。

4 ページを御覧願います。

2 款 1 項 1 目衛生使用料、同じく 2 項 2 目消防手数料につきましては、今後の事業見込み額を計上したものでございます。

3 款 1 項 1 目衛生費国庫補助金の廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金は、事業費の見込み額により減額するものです。

2 目救急消防援助隊設備費補助金は、令和 3 年度に黒川消防署大衡出張所に配置を予定しております高規格救急車の財源とするもので、当初の財源は起債利用を考えておりましたが、当該補助金のほうが有利なことから財源の切替えを行うものです。

4 款県支出金から 5 款財産収入につきましては、金額の確定及び予定額を計上したものです。

5 ページをお開き願います。

6 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金につきましては、高規格救急車の起債対象外経費の確定による増額です。

7 款繰越金から 8 款諸収入の 3 項雑入までは金額の確定、または予定によるものです。

8 款 4 項 1 目公営企業貸付金元利収入につきましては、昨年度末に病院会計事業に長期貸付を行いました貸付金の利子を計上したものです。

9 款 1 項 1 目消防債につきましては、先ほど国庫補助金で御説明しました財源の切替えに伴う減

額でございます。

以上が、歳入の補正の内容でございます。

歳出につきましては、各部門より御説明させていただきます。

○議長（犬飼克子君） 総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、説明書7ページをお開き願います。

歳出につきまして、御説明申し上げます。

初めに、1款議会費1項1目議会費でございますが、5万9,000円を減額しまして、245万7,000円とするもので、こちらにつきましては8節旅費、11節役務費で費用の組替えを行いまして、支出見込みを精査し、不用額を減額するものでございます。

次に、2款総務費1項1目一般管理費でございますが、597万5,000円を減額し、1億324万1,000円とするものでございます。主な減額の要因としましては、2節から4節の人件費でございまして、人事異動による調整を行ったことによるものでございます。

10節需用費につきましては、プリンターのトナー、コピー機のカウンター料金に不足が生じる見込みですので、需用費内で調整を行いまして、不足する分について増額するものでございます。

12節委託料、17節備品購入費につきましては、事業額確定により不用額を減額するものでございます。

続きまして、2目文書広報費につきましては、44万6,000円を減額しまして165万円とするもので、こちらも支出見込額を精査しまして不用額を減額するものでございます。

3目財政管理費につきましては、各部門事務事業を精査いたしまして基金に積み立てるもので、3,934万4,000円を追加しまして、3,936万4,000円とするものでございます。

以上が、総務費でございます。

○議長（犬飼克子君） 次に、業務課長佐藤初雄君。

○業務課長兼教育次長（佐藤初雄君） 続きまして、衛生費について御説明申し上げます。

引き続き、7ページお開き願います。

4款1項1目保健衛生総務費につきましては、8節旅費につきまして、東京都内及び東京近郊で予定しておりました研修について、新型コロナウイルス蔓延に伴いまして、中止のため予算執行をしませんでしたので減額をします。

需用費、役務費、委託料につきましては、事業執行の経費確定に伴う減額。

18節負担金につきましては、先ほど御説明した旅費同様、中止となった研修の負担金となりまし

て、総額で24万8,000円を減額し、3,395万6,000円とするものでございます。

2目火葬場費につきましては、10節需用費には見込料を判断し減額としました。11節役務費の1万7,000円の増額につきましては、本年度より建物共済の保険料が上がったため、予算に不足が生じたため、増額したものでございます。12節委託料、次の13節使用料、14節工事請負費、その後の17節備品購入費、18節負担金、補助金及び交付金まででございますが、こちらにつきましては事業執行の経費確定に伴う減額という形で、火葬場費合計で96万6,000円を減額しまして、3,545万1,000円とするものでございます。

1項保健衛生費合計といたしまして、計にありますとおり121万4,000円を減額し、総額を6,940万7,000円とするものでございます。

次に、4款2項1目し尿処理費につきましては、8節旅費につきましては、講習に係る旅費の執行残を減額しております。10節需用費につきましては、燃料、薬品については使用料及び価格の高騰を考慮しましてそれぞれ増額しておりますが、また修繕料につきましては、緊急に修繕が必要な故障が発生しましたことによりまして増額したものでございます。そのほかにつきましては、減額しているものでございます。11節役務費以降につきましては、事業執行の経費確定によります減額としております。

次の9ページ、お開き願います。

17節備品購入費でございますが、こちらにつきましては処理槽の中の作業時に空気を送り込む送風機が故障したため、作業の安全確保のため送風機を更新するものでございます。

し尿処理費合計で、再び前のページで恐縮でございますが、し尿処理費合計で840万8,000円を減額し、総額を6,272万5,000円とするものでございます。

再び9ページお開き願います。

2目ごみ処理費につきましては、人件費について報酬、給料、職員手当、共済費、合わせて減額するものでございます。8節旅費、10節需用費につきましては、見込料を判断し、それぞれ補正したものでございます。11節役務費の手数料につきましては、事業執行の経費確定による減額によります各種検査費用の減額でございます。12節委託料以降につきましては、こちらにつきましては事業執行の経費確定による減額ということになります。

ごみ処理費合計で、前の9ページのとおり1,154万9,000円を減額し、総額を3億5,915万6,000円とするものでございます。

4目最終処分場費につきましては、全ての事業執行の経費確定に伴う減額とし、最終処分場費合

計で526万7,000円を減額し、総額を5,028万1,000円とするものでございます。

最後に合計ということで、2項衛生費でございますが、2,522万4,000円を減額し、総額を4億7,216万2,000円とするものでございます。

以上が4款衛生費の補正内容でございます。

○議長（犬飼克子君） 次に、消防次長高橋 正君。

○消防本部次長（高橋 正君） それでは、5款消防費について御説明いたします。

引き続き、説明書10ページ中段を御覧願います。

1項1目常備消防費につきましては、2,925万8,000円を減額し、11億816万1,000円とするものでございます。減額の主な要因となりました3節職員手当等の1,091万9,000円につきましては、コロナ禍による救助大会の中止に伴う訓練の中止、また非番職員が担当します各講習会などの中止により人件費が削減されたことが関係しております。8節旅費についての要因につきましても、コロナ禍による各種研修、会議等の中止やウェブ会議による規模を縮小しての実施によるものでございます。

11ページを御覧願います。

14節工事請負費並びに17節備品購入費につきましては、事業執行確定後における執行残の減額でございます。

続きまして、2目消防施設費に関しましては、942万6,000円を減額し、1億5,465万2,000円とするものでございます。減額となりました主な要因としましては、17節の備品購入費でありまして、公用車購入の事業執行確定後における執行残の減額でございます。

12ページを御覧願います。

3目庁舎建設事業費に関しまして7節報償費、8節旅費につきましては、新庁舎設計業者委託選定の際の委員会委員に要します謝金並びに費用弁償でございますが、いずれも未執行により減額するものでございます。

以上、5款消防費1目から3目、合わせまして3,873万2,000円の減額で、総額を13億3,541万3,000円とするものでございます。

以上が、消防費の補正でございます。よろしく御願いたします。

○議長（犬飼克子君） 次に、教育次長佐藤初雄君。

○業務課長兼教育次長（佐藤初雄君） 引き続き、12ページ御覧願います。

続きまして、教育費につきまして御説明申し上げます。

6款1項1目教育委員会につきましては、新たに22節償還金を設けました。こちらにつきましては、13万3,000円の補正を計上しておりますが、令和2年度におきます適応指導教室費の決算で不用額となり繰り越しているものにつきまして、先ほど収入の分の繰越金のほうに計上されておりますが、こちらの繰越先が既に廃止となっているものでございますので、各市町村に昨年度の負担金割合に応じて返還するものでございます。そのほかにつきましては、事業執行予定で減額しているものでございます。教育委員会費合計で11万6,000円を増額し、総額を41万9,000円とするものでございます。

続きまして、2項1目社会教育費につきましては、視聴覚教材センターの廃止の方向性ということになりましたので、予定していた教材購入を差し控えましたので、総額の7万3,000円を全て減額し、0円とするものでございます。

以上が、6款教育費の補正内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（犬飼克子君） 財政課副参事碓井 豪君。

○財政課副参事（碓井 豪君） それでは、7款公債費について説明申し上げます。

12ページ下段の7款公債費1項2目利子につきましては、令和2年度に事業が完了しましたマテリアルリサイクル施設整備事業費と、同じく令和2年度に整備いたしました消防車両について償還額が確定したことにより、衛生債及び消防債の利子を19万円の減額とし、公債費総額を1億3,062万8,000円とするものです。

次の13ページから17ページまでが、一般会計補正予算に伴う給与費明細書でございます。

次に、18ページから21ページまでが、債務負担行為の補正に関する調書でございます。

以上が、日程第6、議案第5号令和3年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算の説明でございます。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。7番佐々木春樹君。

○7番（佐々木春樹君） 軒並み減額補正というふうなことでの説明ですけれども、消防費も漏れることなく減額になっていきますが、大衡村の負担額がかなり高くなっているようですけれども、この根拠的なものですね、もう少し分かりやすく説明願いたいものと、それから軒並みマイナス補正ですねというふうに言いましたけれども、唯一プラスになっているこの積立金ですね。この額の根拠、お示し下さい。

○議長（犬飼克子君） 財政課長村田充穂君。

○財政課長（村田充穂君） それでは、佐々木議員の1回目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、負担金が増えているものというところでございます。負担金につきましては、説明の中でお話をさせていただきましたが、それぞれの市町村の基準財政需要額、そちらのほうを基に算出しているというようなところになります。どれだけ財政基盤が大きいかというところを、考え方的にはそういうところの区分に応じてお願いしているというところになるんですけども、その基準財政需要額、交付税を計算するときが一番使うというところになるんですけども、その算定式が令和3年度に国のほうから示されているところなんですけれども、それが変わったというところになっております。変わったところ、これはあくまでも事務的なところになりますが、変わったところがそれぞれの市町村の人口を全部で10段階、全国の市町村を10段階で分けまして、それに応じて単価を掛けて、人口に対する需要額を計算するというような内容になっているんですけども、その変わったところの中で、富谷市と大和町がある区分のところの係数はあまり変わらなかったというところなんです。大郷町と大衡村のところについては、そこが変わったという、変わったのは需要額が大きくなるような、財政力が強くなるような形、財政力が強くなるとその分の負担金を負担していただきましょうという流れになるものですから、その関係で全体の100というのは変わらないんですけども、内訳の中で変わったというようなところになっております。実際、交付税とかそちらの計算になりますので、いろいろな係数を使いながら見えてこないというところにはありますが、計算の過程としては、そういったところを経過しながら今回補正のほうでお願いさせていただいたというところになっております。

あと、続きまして積立金のほうでございます。積立金のほうに財政調整基金への積立てというところになりますが、基本的には負担金のほうで返金させていただくものにつきましては、人件費等につきましては、全く使わなかったようなものについては基本返金をさせていただくように考えております。

あと、そのほか予定よりも大幅に残金、差額が出たようなもの、例えば今回ですと、し尿処理のほうで今後の計画をするための委託金がございますが、そういったところについては少し大きく返金になっておりますので、その分は返金と。それ以外につきましては、財政調整基金のほうに積立てをさせていただきまして、次年度以降の何らかの事案に備えたいと思って考えているところです。

長くなりましたが、以上になります。よろしくお願いたします。

○議長（犬飼克子君） 7番佐々木春樹君。

○7番（佐々木春樹君） 模範解答なんでしょうけれども、当初の算定よりも大衡、大郷が財政状況が良くなったんですよというふうな認識でいいのか。それと、であればほかの負担額もそのように

増えたりするのかなというふうなところで、なぜ消防費だけ。特に大衡村、桁違うぐらい多いですよ。これもうちちょっと簡単に、分かりやすく説明できないものですかね。

○議長（犬飼克子君） 財政課長村田充穂君。

○財政課長（村田充穂君） すみません。非常にちょっと事務的なところのお話なものですから、非常に分かりづらいというところ、やはり交付税の計算を踏まえてたどってきますので、ちょっと簡単になるとなかなか正直難しいところがございます。ただ、なかなか幾ら財政力指数が上がったとあって、じゃあそれだけまちが豊かになっているのか、使うお金はそれだけ増えているということで人が増えたりとか、あと道路が長くなったりとか学校が多くなったり、中学校が増えるということになるんですが、やはり交付税そのものがなかなか現金のほうで見てこない、入ってくるお金が実感できないというのは、それは皆さん通常考えているとおりでございますので、確かにその数字が増えたから、じゃあこれが増えた、だから負担してくださいというのは、ちょっとなかなか御理解いただけないところかなと思うんですけども、ただ計算がちょっとそういったところを経っておりますので、御了解いただければと思います。

あと、もう一つ消防費だけなぜかというところなんですけれども、その基準財政需要額を用いて計算しているのは消防費というところになります。そのほかの例えば介護ですと、実際の認定審査の受けた人数、あとごみ処理費ですと実際に持ち込んだごみの数量とかということで、その業務ごとによって基となる、対象となるものが違っておりますので、その中で消防費については出場件数とかそういったことではなくて、需用額のほうで案分するという形を取らせてもらっておりますので、今回このような形になっているということなんです。

冒頭のものから申し訳ありませんが、何とぞ御理解お願いさせていただきたいと思います。

○議長（犬飼克子君） よろしいですか。ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので、これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第6、議案第5号令和3年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第6号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩に入ります。会議の再開は11時10分です。

午前 11 時 01 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

○議長（犬飼克子君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第 7 議案第 6 号 令和 3 年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正
予算（第 1 号）

○議長（犬飼克子君） 日程第 7、議案第 6 号令和 3 年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別
会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長村田充穂君。

○財政課長（村田充穂君） それでは、議案第 7 号を御説明させていただきます。

議案書 9 ページをお開き願います。併せて、令和 3 年度各種会計補正予算に関する説明書の 22 ペ
ージをお開き願います。

令和 3 年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第 1 号）について御説明い
たします。

第 1 条は、歳入歳出それぞれ 363 万円を減額し、総額を 1,098 万 1,000 円とするものです。

第 2 項は、予算の区分及び補正後の金額を、10 ページの第 1 表のとおりとするものでございます。

続きまして、別冊の事項別明細書により主な補正内容について御説明申し上げますので、補正予
算に関する説明書の 22 ページをお開き願います。

22 ページは、歳入と歳出を総括したものでございます。

23 ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目市町村負担金につきましては、457 万 6,000 円を減額し、市町村へ返還とさせていた
だくものです。

2 款繰越金につきましては、金額の確定による計上でございます。

続きまして、24 ページの歳出につきましては、1 節報酬から 13 節使用料及び賃借料までの費目ご
とに精査を行い、総額で 363 万 3,000 円を減額とするものでございます。

25 ページから 27 ページにつきましては、本会計の補正予算に関する給与費明細書になりますので、
御覧願いたいと思います。

以上で、補正予算の説明を終わります。よろしく御願い申し上げます。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第7、議案第6号令和3年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号 令和3年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計補正予算（第1号）について

○議長（犬飼克子君） 日程第8、議案第7号令和3年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長村田充穂君。

○財政課長（村田充穂君） 議案第7号を御説明申し上げます。

議案書11ページをお開き願います。併せまして、令和3年度各種会計補正予算に関する説明書の28ページをお開き願います。

令和3年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

第1条は、歳入歳出それぞれ16万9,000円を減額し、総額を95万7,000円とするものです。

第2項は、予算の区分及び補正後の金額を12ページの第1表のとおりとするものです。

続きまして、別冊の事項別明細書により主な補正の内容について御説明申し上げますので、補正予算に関する説明書28ページをお開き願います。

28ページは、歳入と歳出を総括したものでございます。

29ページを御覧願います。

初めに、歳入について御説明申し上げます。1款1項1目市町村負担金につきましては、19万9,000円を減額し、各市町村へ返還とさせていただくものです。

2款繰越金につきましては、金額の確定による計上でございます。

続きまして、歳出につきましては、1節報酬から11節役務費まで各費目ごとに精査を行い、総額

で16万9,000円を減額とするものです。

30ページにつきましては、当会計の給与費明細書になります。

以上で補正内容の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第8、議案第7号令和3年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号 令和3年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（犬飼克子君） 日程第9、議案第8号令和3年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長佐藤初雄君。

○業務課長兼教育次長（佐藤初雄君） 令和3年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正の基本的な考え方でございますが、今年度から指定管理者制度において、代行制から利用料金制へ切り替わったことによりまして、医業収入の資金の流れが、今までは一旦組合の収入として計上し、同額を指定管理者に交付していたものでございますが、こちらにつきまして指定管理者の収益となりましたので、組合の会計としての医療収入はなくなったということが基本的な考え方でございます。

それでは、議案書13ページを御覧願います。

このことにつきまして、第2条で令和3年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算、第3条に定められた収益的収入及び支出の予定額について補正するものでございます。

まず、収入であります。第1款病院事業収益におきまして、28億8,745万6,000円を減額し、補正後の予定額を1億9,824万7,000円とするものでございます。

次に、支出でございますが、第1款病院事業費用において23億3,799万5,000円を減額し、9億2,685万6,000円を予定額とするものでございます。

次に、第3条につきましては、予算第4条に定めました資本的収入及び支出の予定額について補正するものでございます。

まず、収入であります。第1款資本的収入において216万8,000円を減額し、補正後の予定額を4億1,932万8,000円とするものでございます。

次に、支出ですが、第1款資本的支出においても同額の216万円を減額し、補正後の予定額を4億1,932万8,000円とするものでございます。

次のページをお開き願います。

第4条では、予算8条に定めました関係市町村からの補助を受ける金額について、収益的収入を62万9,000円を増額し1億5,387万7,000円とし、また資本的収入につきましては、136万8,000円を減額し、3億4,355万5,000円とするものでございます。

補正予定の差引額につきましては、こちらのほうに表記されておきませんが、差引額で富谷市につきまして7万7,000円の減額、大和町で44万3,000円の減額、大郷町で11万1,000円の減額、大衡村で10万8,000円の減額で、合計で73万9,000円を市町村にお返しするものでございます。

なお、市町村ごとの補正後の補助金につきましては、14ページの下段の表を御覧願います。

議案書については以上でございます。

詳しくは、別冊にあります補正予算に関する説明書で説明を申し上げます。31ページをお開き願います。

このページの補正予算について実施計画にてまとめたものですが、先ほど御説明しておりますので、詳細につきまして補正予算実施計画書32ページを御覧願いたいと思います。

1款病院事業収益でございますが、こちらの1項医業収益について、入院収益、外来収益を全ての金額を減額しまして、0円という形にしているものでございます。

2項医業外収益におきましては、救急医療に要する補助金の原資であります、他会計負担金以外の医業収益を全て減じておりまして、補正後の総額につきましては1,000万円とするものでございます。

次の医業外収益につきましては、106万7,000円を増額するものでございますが、内訳ですがこちらの1目受取利息及び配当金につきましては、昨年度指定管理者のほうに貸付けました長期貸付金につきまして、その利子を指定管理者から徴収するものでございます。

2目他会計負担金につきましては、組合で行います一般財源としての原資として増額をしております。

5目でございますが、5目その他医業収益につきましては、売店及び自動販売機に対し、施設の賃借料の減額を行ったことによる減額でございます。

3項1目特別利益でございますが、こちらにつきまして過年度の医業収入において、保険証の違いによりまして個人の負担金の再計算によりまして差異が入金されましたので、こちら過年度分という形もありますので、特別利益として計上したものでございます。

次に下段の表、支出でございます。

1項1目給与費につきましては、一般会計と同様、人事異動及び給与等の改正によりまして精査し、43万8,000円を減額したものでございます。

2目経費につきましては、各事業の執行の確定、それから今後の緊急の医療機器や設備にかかる修繕などに備えまして、258万円の増額をお願いするものでございます。委託料、交付金につきましては、自由診療委託料及び保険診療報酬交付金について、先ほどの医業収入同様基本的にはございません。ただし、保健医療の仕組みから、請求から2か月後に保険診療分が組合の会計に入金されるという形になっておりますので、それらの遅れて入金されている分を指定管理者に従前のとおり交付しております。それらを踏まえまして、2目経費につきましては23億8,526万4,000円減の6億1,462万9,000円としているものでございます。

次に、5目の資産減耗費でございますが、こちらにつきましては除却資産を精査した結果、13万4,000円の増額と訂正するものでございます。

次に、2項医業外費用の1目支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、昨年度起債にて指定管理者に貸し付けました利息分につきましては、54万5,000円の増額を予定するものでございます。

次の一時借入金利息でございますが、こちら利用料金制になったことによりまして、毎月資金繰りをしているところでございますが、こちら国保からの入金日や各種支払いなどで一時借入れをしていたものでございますが、その資金繰りの必要がなくなったということで、73万9,000円を減額するものでございます。

なお、これらの相当額については、市町村負担金を原資としているものでございますので、先ほど予算書で説明したとおり、同額の73万9,000円につきましては、市町村へお返しするものでございます。

リース利息につきましては全額を減額、また、新たに長期借入金利息につきましては、こちら起

債と同様、一般会計より貸し付けた利息分について計上しているものでございます。

3項1目特別損失につきましては、今回利用料金制の移行に当たりまして、今後の過年度未収金処理につきましては従前のおり代行制の形で行うものでございますので、病院と未収金について精査したところ差異がありましたので、特別損失で調整したものでございます。

なぜこれほどの差異が出たかということ进行调查したものでございますが、多くは収入については請求額を計上しているものでございますが、いわゆるレセプトの返戻及び査定があったものについて、その都度調整不足などがございました。これらの累積等々という形になるものでございますが、こちらの特別損失につきましては、基本的には現金が伴わない損失ということで、帳簿上の計上ということになっております。

33ページ御覧願います。

次に、資本的収入及び支出でございます。まず、上段の収入であります1款1項関係市町村負担金につきましては、下段の支出における所要額の確定を踏まえまして、関係市町村出資金136万8,000円を減額し、2項企業債を80万円減額するものでございます。

次に、下段の支出でございます。

1項企業債償還については、昨年度整備した医療機器の起債額が確定したことによる調整。

2項建設改良費につきましては、医療機器の購入の事業額が確定したことによる減額。

3項リース資産購入費につきましては、今年度新たにリースで購入した医療機器がなかったため、総額を減額する形となっているものでございます。

34、35ページにつきましては、給与費明細書となっておりますので御参照願います。

以上が、病院事業会計補正予算の内容でございます。よろしく申し上げます。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。7番佐々木春樹君。

○7番（佐々木春樹君） この利用料金制になって、黒行の会計的にこういう説明になるんだとは思いますが、これだと良くなったのか悪くなったのか、よく分かりませんよね。

例えば、差額その他の医業収入のところは1,000万円増えているというところが、収入が増えたんだよというふうに見るのか、減ったんだよというふうに見るのか、その辺もうちょっと分かりやすく説明願えればと思うんですね。

それと、特別損失のところも、帳簿上というふうな御説明でしたけれども、帳簿上だろうが何だろうが損失は損失なわけで、その辺通常のこの時期に病院会計を説明するときの内容とこの内容、どんな感じなのか、その辺分かりやすく説明していただければと。

○議長（犬飼克子君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長兼教育次長（佐藤初雄君） 利用料金制になった時期に、佐々木議員がおっしゃいますとおり、指定管理者側の病院の事業内容は基本的に我々分からないという形になります。それを踏まえまして、今年度から毎月の病院側の収入、支出については報告していただいております。ただの紙だけの報告ではなくて、実際会って会議というか打合せを毎月行って、御報告いただいている状況でございます。また、あと病院自体の決算につきましては、今まで同様病院の決算について提出していただいているところでございますので、今後もそのようなことをしまして、病院側の収支というか経営について、組合でも把握することとしているところでございます。

それから、特別損失でございますが、確かにこちらにつきましては、帳簿上、現金が伴わないとはいえ損失は損失でございます。こちらについて病院側の調整後の金額の報告がなかったということもございますので、今後はこのような形が生まれることはないんですけれども、調整した結果このような形になったということで御了承願いたいと思います。

○議長（犬飼克子君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので、これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第9、議案第8号令和3年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第9号 令和3年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業
会計補正予算（第1号）

○議長（犬飼克子君） 日程第10、議案第9号令和3年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長佐藤初雄君。

○業務課長兼教育次長（佐藤初雄君） 令和3年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

こちらにつきましても、補正の基本的な考え方につきましては、病院会計同様今年度から利用料金制へ切り替わったことによりまして、収入の資金の流れが全て直接指定管理者の収益となりましたので、組合の会計としては、収入はなくなったという形を基本に基づいて補正しているものでございます。

それでは、議案書15ページ御覧願います。

第2条で、令和3年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計予算、第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額について補正するものでございます。

収入につきまして、第1款事業収益におきまして4,604万6,000円を減額し、補正後の予定額を639万8,000円とするものでございます。

次に、支出でございますが、第1款事業費用につきましては4,206万円を減額しまして、1,038万3,000円を予定するものでございます。

詳しくは、別冊にあります補正予算に関する説明書で御説明申し上げます。

36ページお開き願います。

こちらにつきましては、このページの上部につきましては、実施計画でまとめたものでございますので、詳細につきましてはこのページの下部のほうの実施計画明細書で御説明いたします。

こちら第1款第1項の訪問看護事業収益につきましては、全て減じたものになります。

続いて、こちらにつきまして特別利益でございますが、こちらにつきましては病院同様請求額を調査したものでございますが、こちらもいわゆるレセプト返戻、再請求などの調整不足ということで、こちらにつきましては病院と違うところは特別利益になっております。こちらにつきまして、現金が伴わない利益という形になっておりますが、このように調整させていただいているものでございます。

次に、下段の支出でございます。

経費につきましては、交付金につきましては基本にございませぬ。ただし、こちら病院同様保険医療関係の仕組みから、請求から2か月後に保険で訪問看護料等が組合の会計に入金されるという形で、それらのものが指定管理者に従前に従って交付するものでございます。

以上が、訪問看護ステーション事業会計補正予算の内容でございます。よろしく御願いいたします。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第10、議案第9号令和3年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第10号 令和4年度黒川地域行政事務組合一般会計予算

○議長（犬飼克子君） 日程第11、議案第10号令和4年度黒川地域行政事務組合一般会計予算を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課副参事碓井 豪君。

○財政課副参事（碓井 豪君） 議案書16ページをお開き願います。

それでは、議案第10号令和4年度黒川地域行政事務組合一般会計予算でございます。

第1条は予算の規模を規定するもので、歳入歳出それぞれ27億9,268万4,000円を定めるものでございます。

第2項の歳入歳出の款項の区分及び金額につきましては、17ページの第1表のとおりでございます。

次に、第2条は地方債で令和4年度に起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

第3条は一時借入金の最高額を定めるもので、最高額を4億円と定めるものでございます。

第4条につきましては歳出予算の流用でございますが、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を第1号のとおりと定めるもので、各項に計上した人件費に過不足が生じた場合に、同一款内に各項間で流用するものです。

それでは、19ページをお開き願います。

第2表地方債につきましては、令和4年度に起こすことができます地方債となります。起債の目的は、1月に議決をいただき契約をいたしました、高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線更新事業になります。限度額につきましては、5億400万円となるものでございます。起債の方法、利率、償還方法につきましては記載のとおりでございます。

それでは、別冊の令和4年度各種会計予算に関する説明書で引き続き詳細説明させていただきます。

す。

説明書の1ページをお開き願います。

初めに、令和4年度各種会計予算説明書を先ほど訂正させていただきました。大変申し訳ございませんでした。

それでは、説明に移らせていただきます。

こちらは一般会計の事項別明細の総括となります。前年度と比較しまして、6億824万2,000円の増となっております。増額の要因といたしましては、新消防庁舎整備に係ります実施設計業務と高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線更新事業による負担金と起債の増加が主な原因となっております。

詳細につきましては、次の3ページから御説明いたします。3ページをお開き願います。

3ページからは歳入でございます。

まず、1款分担金及び負担金1項1目市町村負担金につきましては、令和4年度は22億5,044万5,000円となるものでございます。前年度と比較しまして、1億5,214万6,000円の増となります。増額の原因といたしましては、新消防庁舎整備に係ります実施設計業務と高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線更新事業のうち、地方債を除いた一般財源分が主な増額の要因となっております。市町村ごとの負担金額につきましては、下段の市町村負担金調書に記載のとおりでございます。

それでは、4ページをお開き願います。

2款の使用料及び手数料1項使用料の1目衛生使用料につきましては、令和4年度700万円の計上につきましては、黒川浄斎場の使用料となります。

2目総務使用料につきましては23万5,000円の計上、土地及び施設の使用料であり、内訳につきましては記載のとおりとなっております。

次に、2款2項手数料1目衛生手数料につきましては427万7,000円の計上で、こちらは環境衛生センターに搬入されます、し尿及び浄化槽汚泥の処分手数料でございます。

2目消防手数料につきましては255万円の計上で、こちらは危険物施設、火薬類消費許可申請に係る消防事務の手数料でございます。

次に、3款国庫支出金1項1目衛生費国庫補助金につきましては224万4,000円の計上で、環境管理センター・ごみ処理施設の廃ガスと最終処分場のモニタリング事業の放射性セシウム検査に対する補助金でございます。

次に、4款県支出金1項1目の消防費県委託金につきましては、宮城県からの移譲事務交付金といたしまして、8万7,000円を計上しております。

次に、5款1項1目の財産貸付収入につきましては1万4,000円の計上で、土地の貸付収入であり、詳細は説明欄のとおりでございます。

5ページにまいりまして、2目利子及び配当金につきましては、財政調整基金に係ります利子といたしまして2万円を計上しております。

同じく2項1目の物品売払収入につきましては、消防車両に係る廃車車両の売払収入を計上しております。

6款1項1目繰越金につきましては、科目ごとの繰越金見込額で108万円を繰越額とするもので、内訳は説明欄に記載のとおりでございます。

7款諸収入1項1目組合預金利子につきましては、歳計現金預金利子といたしまして5,000円の計上でございます。

同じく2項1目の公営企業貸付金元利収入につきましては、公立黒川病院に貸し付けいたしました資金の返済分であります。元金と利子の分、660万6,000円を計上したものです。

同じく3項1目の消防費受託事業収入につきましては288万2,000円の計上で、こちらは高速道路救急業務支弁金でございます。

次の6ページをお開き願います。

4項1目の雑入につきましては1,123万8,000円の計上で、こちらの主な収入といたしましては、環境管理センターに係る再資源化物売払代と再商品化に係る配分金でございます。その他の内訳につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。

8款組合債1項1目消防債につきましては、5億400万円の計上となります。こちらは高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線更新に係る事業費充当分の組合債になります。

次に、県支出金補助金でございますが、こちらは今年度、令和3年度に開催いたしました東京オリンピック・パラリンピックの消防救急体制整備費補助金になります。オリンピック・パラリンピックが終了いたしましたので、廃項となります。

次の繰入金、基金繰入につきましては、更新する消防車両については、起債充当分を除いた一般財源分を財政調整基金より繰り入れしておりましたが、令和3年度から令和5年度事業予定の救助工作車は、先ほど全員協議会で説明したとおり令和5年度納車となりますので、令和4年度の基金繰入金はございませんので廃款となります。

以上が、一般会計予算歳入の説明でございます。

歳出につきましては、各部門より説明いたします。

○議長（犬飼克子君） 総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、引き続き歳出について御説明申し上げます。

7ページを御覧願います。

初めに、1款議会費1項1目議会費でございますが、議会運営に要します経費といたしまして、前年度と比較しまして15万9,000円増の267万5,000円の計上でございます。増の要因としましては、議会の開催見込みを6回から7回としたことによりまして、関連する経費が増となったものでございます。

次に、2款総務費1項1目一般管理費でございますが、前年度と比較し922万4,000円減の1億409万9,000円の計上でございます。減額の要因といたしましては、人件費におきまして前年度より1人減での計上によるものでございます。

それでは、各節について御説明します。

1節報酬につきましては、理事会、情報公開・個人情報保護審査会の報酬でございます。2節給料から3節職員手当等、8ページにまいりまして、4節の共済費までが特別職1人、一般職は前年度から1人減の10人の人件費としまして、合計7,618万円を計上しております。8節旅費につきましては、情報公開・個人情報保護審査会の費用弁償、職員研修に係る普通旅費でございます。9節につきましては、理事長交際費でございます。10節需用費につきましては、事務消耗品、庁舎維持に係る燃料費、光熱水費、例規集追録に係る印刷製本費、公用車1台に係る燃料費、車検整備費を計上しております。11節役務費につきましては、電話料等の通信運搬費、職員健康診断料、火災保険料、自動車保険料でございます。

それでは、9ページにまいりまして、12節委託料につきましては、サーバー及びパソコン、各種電算システム、庁舎の維持管理に係る保守委託経費が主なものでございます。13節使用料及び賃借料につきましては、サーバー及びパソコンの賃借料、例規関係のシステム使用料の経費が主なものでございます。14節工事請負費につきましては、新型コロナウイルス感染症の予防対策としまして、事務所トイレの手洗いの自動水栓化の工事を予定するものでございます。18節負担金、補助及び交付金につきましては、職員の研修に係る経費が主なものでございます。26節公課費につきましては、公用車車検に係る自動車重量税でございます。

次に、2目の文書広報費につきましては、年4回の広報紙の発行に要する経費としまして、前年

度と比較しまして22万2,000円増の231万8,000円を計上しております。

それでは、10ページにまいりまして、3目の財政管理費につきましては662万6,000円を計上しております。財政調整基金運用利子、病院事業貸付金の元金利子収入を財政調整基金へ積み立てるものでございます。

4目公平委員会費には、県人事委員会への事務委託経費を計上しております。

次に、2款2項1目監査委員費でございますが、監査に要する経費といたしまして、36万1,000円の計上でございます。

以上が、議会費と総務費でございます。

○議長（犬飼克子君） 次に、業務課長佐藤初雄君。

○業務課長兼教育次長（佐藤初雄君） 引き続き、10ページ御覧願います。

3款民生費でございます。これにつきましては、老人ホーム入所判定委員会の運営に要する経費でございます。年3回の開催を予定しまして、委員に対する報償費、その他事務経費でございます。予算額8万円で、前年度と同額の計上となっております。

11ページ御覧願います。

次に、衛生費でございますが、まず4款1項1目保健衛生総務費につきましては、業務課の衛生部門に係る経費でございます。前年度と比較しまして39万8,000円減の2,969万9,000円の計上でございます。職員の給与の動きが減少の主な原因となっております。

まず、右枠の説明の欄にありますとおり、業務課の衛生部門担当4人に係る人件費でございますが、こちらの説明になっております。

一般管理費としては、8節旅費につきまして県外出張に係る旅費、10節需用費につきましては公用車2台に係る燃料費、車検、車両修繕及びコピー料等でございます。11節役務費につきましては、電話料、郵便料、健康診断料、自動車損害保険料などでございます。

12節委託料につきましては、今年度新たに計画しております循環型社会形成推進地域計画業務策定についてでございますが、こちらにつきまして、別冊で御説明しておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

別冊の議案説明資料、議案第10号関係というものをお開き願ひたいと思います。資料1ページお開き願ひます。

こちらにつきまして、し尿処理施設の現状と施設整備の検討についてでございますが、こちら基幹改良化施設の新設、また処理方式交付金事業の検討などを踏まえまして、令和3年度生活排水処

理基本計画とし尿処理施設の整備方針検討を現在検討中でございますが、今後交付金事業を行う上で必要となります、こちらの循環型社会形成推進地域計画を作成するものでございます。

なお、こちらの本計画につきましては、処理方式の基本的な計画という形になりますので、新設及び基幹改良の整備方針がどちらになりましても必要なものであるというものでございますので、次年度の予算に計上しているものでございます。

再び、予算に関する説明書14ページを御覧願いたいと思います。

11ページの下の下段のほうでございますが、18節負担金につきましては、参加を予定する研修会の負担金でございます。

12ページお開き願います。

26節公課費につきましては、自動車重量税でございます。

2目火葬場費につきましては、火葬場の管理運営に要する経費でございまして、前年度と比較しまして47万5,000円減の3,594万2,000円という形になっているものでございます。火葬業務につきましては民間に委託しておりますので、人件費の計上はございません。10節需用費につきましては、火葬用の消耗品、灯油代、電気料及び施設の維持管理及び緊急修繕などの修繕料でございます。12節委託料につきましては、除雪につきましては本年度に引き続き除雪作業の人件費相当のみを契約するものとしております。その他委託につきましては、火葬業務委託をはじめとする前年同様の内容となっております。13節使用料及び賃借料でございますが、こちらにつきましては今年度同様除雪機をリースしまして、除雪の請負業者のほうに貸出しするというようにしているものでございます。14節工事請負費につきましては、計画的な保守のための火葬炉の整備工事費として、合わせて524万7,000円の計上となっているものでございます。

12節下段のほうに目の合計がございまして、保健衛生費計としまして、前年度より87万3,000円減の6,564万1,000円をお願いするものでございます。

次のページ、御覧願います。

○議長（犬飼克子君） 説明の途中ですが、これより昼の休憩に入らせていただきたいと思います。

会議の再開は午後1時からとなります。

事務局より連絡があります。

午前 11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（犬飼克子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

業務課長佐藤初雄君。

○業務課長兼教育次長（佐藤初雄君） それでは、引き続き13ページお開き願います。

次に、2項清掃費でございます。

1目し尿処理費につきましては、し尿処理施設の管理運営に要する経費で、前年と比較しまして1,271万6,000円減の5,765万4,000円の計上でございます。主な要因につきましては、し尿処理の施設整備計画を策定するための各種委託料が令和4年度なくなったというものの減額でございます。施設管理につきましては民間に委託しておりますことから、人件費の計上はございません。

主な施設管理維持管理について御説明申し上げます。8節旅費でございますが、こちらにつきましては県外出張に係る旅費、10節需用費につきましてはA重油、それから電気代、し尿処理に使用します薬品代でございます。11節役務費につきましては、環境監視をするために必要なダイオキシン測定、ばい煙測定、放射線セシウム濃度などの各種検査手数料を計上しております。12節委託料につきましては、し尿処理施設管理業務委託をはじめとする各種委託料でございます。14節工事請負費につきましては、計画的な各施設整備工事費の計上であり、令和4年度につきましては1,094万5,000円を計上しております。

次に、2目ごみ処理費につきましては、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、廃プラスチック減容施設、ペットボトル減容施設などの各種ごみ処理施設の管理運営に要する経費で、前年と比較しますと2,964万4,000円増の4億34万9,000円の計上でございます。計画的な補修工事としての焼却施設、粗大ごみ処理施設、廃プラスチック処理施設等の恒常的な工事につきまして行うことが主な増加の原因となっております。環境管理センター勤務12人及び会計年度任用職員7人に係る人件費につきましては、右枠の説明のところにありますとおり7,606万6,000円であります。

14ページをお開き願います。

こちら1節から4節共済費までは、先ほど御説明しました人件費の内訳となっているものでございます。8節旅費の特別旅費につきましては、県外講習に係る旅費でございます。10節需用費につきましては、焼却炉の消耗品、燃料、薬品などの経費等の各施設運転に係る電気料、各施設の修繕料でございます。11節役務費につきましては、ダイオキシン、ばい煙、放射性セシウムなどの各種点検、検査手数料でございます。12節委託料につきましては、焼却炉についての運転管理業務委託をはじめ、瓶などの再商品化委託、焼却施設清掃業務などの前年同様の委託になっておるところでございますが、こちらに新たに今年度、令和4年度に計画しております、粗大ごみ処理施設精密機

能検査業務委託につきましては、先ほどの衛生総務のところでも御説明しました、別冊議案説明資料10号関係で御説明したいと思いますので、再びそちらの資料1ページをお開き願います。

こちらの下段でございますが、粗大ごみ処理施設精密機能検査でございますが、こちら施設の機能を保全するため、法律で定められている施設の検査を基本的にはするものでございますが、今回の目的につきましては現施設25年経過しているというところがございますので、プラント各部が経年劣化しておりまして、機能保全のため施設の状況を調査し、これからの維持管理について検討するものでございます。

再び、予算に関する説明書15ページ御覧願いたいと思います。

14節の工事請負費につきましては、計画的な各施設の工事費の計上でございます。17節備品購入費につきましては、各種電動工具及び機械類でございます。

16ページお開き願います。

18節負担金、補助金及び交付金につきましては、地元の大和町吉田金取北地区の方々と組織している環境管理センター周辺対策協議会負担金と、先ほど御説明した講習会の負担金が主でございます。

次に、3目最終処分場費につきましては、最終処分場の管理運営に要する経費で、前年度対比で389万円増の5,943万8,000円の計上でございます。施設管理につきましては、環境管理センター職員が管理しておりますので、人件費の計上はありません。10節の需用費につきましては、電気代、水処理施設に使用します薬品、消耗品などがございます。11節役務費につきましては水質検査などの検査手数料、12節の委託料につきましては水槽車運転業務や埋立て物の覆土整地などの最終処分場維持管理などの業務委託でございます。14節の工事請負費につきましては、計画が整備工事の経費でございます。

目の合計でございますが、清掃費計として前年度対比で2,081万8,000円増の5億1,744万1,000円をお願いするものでございます。

以上が4款衛生費でございます。

○議長（犬飼克子君） 次に、消防次長高橋 正君。

○消防本部次長（高橋 正君） それでは、5款消防費について御説明いたします。

引き続き、説明書17ページを御覧願います。

1項1目常備消防費につきましては、前年度と比較しまして283万9,000円増の11億4,025万7,000円の計上でございます。

詳細については節ごとに御説明いたします。2節から4節までは消防職員151人に係る人件費でございます。

18ページをお開き願います。

7節報償費につきましては、例年と同額の計上でございます。8節旅費につきましては、職員の会議、各種研修会等に要します経費でございます。前年度と比較しまして43万8,000円の減でございます。9節の交際費につきましては、令和3年度と同額の計上でございます。10節需用費につきましては、現場活動に必要な各種消耗品費、施設燃料費、修繕料及び薬品費などの経費で、前年比578万9,000円の増の4,927万3,000円の計上でございます。増額の主な要因につきましては、新型コロナウイルス感染症対策消費費を含む救急管理費と施設の燃料費に係る単価上昇によるものと、黒川消防署のホース乾燥棟鉄骨修繕をはじめとする各庁舎の修繕費用でございます。

続きまして、18ページから19ページにかけて御覧願います。

11節役務費につきましては、通信運搬費のほか電気工作物保守点検などの各種検査手数料及び職員健康診断料などの経費で、前年比60万6,000円増の1,911万6,000円の計上でございます。増額の主な要因につきましては、新規契約いたしますI P 電話機3台の通信料と、新型コロナウイルス感染症に係る医療廃棄物の処理代及び救急資機材のクリーニング代等の単価上昇によるものでございます。12節委託料費につきましては前年比45万8,000円増の451万4,000円の計上でございます。増額の主な要因につきましては、救急救命士就業前研修を含む救急救命士の各種研修該当者が令和4年度は増えたことによるものでございます。13節使用料及び賃借料につきましては、機器の賃借料や当直勤務者用の寝具賃借料でございます。AED賃借料につきましては、これまでは救急車配備のAED更新時に旧型を庁舎用として転用しておりましたが、バッテリーの製造終了及びメンテナンスサービスの終了とのことから、新たにリース契約により配置するものでございます。有料道路通行料の主なものにつきましては、緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練並びに5年に1回開催されます全国ブロック合同訓練が青森と静岡それぞれ開催されますので、その高速料金などを計上してございます。14節工事請負費につきましては、前年比949万8,000円減の616万6,000円でございます。工事内容につきましては、竣工から19年経過しました大郷出張所と同じく24年経過しました富谷消防署における、それぞれの修繕工事でございます。

続きまして、19ページから20ページにかけて御覧願います。

15節から22節までは例年並みの予算計上となりますが、17節備品購入費につきましては、大郷出張所配置の自動心マッサージ機と救命ボートの更新をお願いするものでございます。18節の負担金

につきましては御覧のとおりでございますが、20ページに記載しております、救急救命士研修の人員が令和3年度3名に対しまして、4年度は例年の2名の研修のことであり174万6,000円の減額となっております。

以上が、1目常備消防費でございます。

引き続き、20ページ中段から21ページにかけて御覧願います。

2目消防施設費につきましては、通信設備管理費と公用車管理費の予算となりますが、前年度と比較しまして5億1,511万7,000円増の6億7,665万3,000円の計上でございます。増額の要因につきましては、14節工事請負費に記載の通信設備管理費の高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線更新工事による計上でございます。運用開始につきましては令和5年度となります。なお、令和4年度は公用車更新事業に係る予算計上はなく、その他おおむね例年並みの計上でございます。

次に、21ページになりますが、17節の備品購入費の主な計上につきましては、先ほど通信運搬費にもありましたが、中山間部地帯における無線の不感地帯での対策としまして、インターネット回線を利用しましたIP電話機3台を配備するものでございます。配備先にあつては、指令センターと黒川消防署及び富谷消防署の各指揮隊を計画しております。

以上が、2目消防施設費でございます。

次に、3目庁舎建設事業費につきまして御説明申し上げます。

新消防庁舎整備事業として、令和3年度から2か年事業として計画させていただきました、令和4年度に当たる実施設計業務委託としまして、1億4,740万円の計上でございます。基本設計を基に意匠、構造、設備などの各設計業務を委託するものでございます。以前にも説明申し上げましたが、移転新築いたします施設概要としましては、消防指令センターを含む本部庁舎、主訓練塔並びに副訓練塔を予定しておりまして、令和5年度から7年度にかけて建築、令和8年度供用開始を目途に進めてまいりたいと思っております。

以上が、3目庁舎建設事業費でございます。

5款消防費の合計でございますが、前年度対比5億9,270万8,000円増の19億6,431万円をお願いするものでございます。

以上で、消防費の説明を終了させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（犬飼克子君） 財政課副参事碓井 豪君。

○財政課副参事（碓井 豪君） それでは、21ページ下段、6款公債費について御説明申し上げます。

1項公債費につきましては、衛生債では令和4年度より新たに償還が始まるものはございません。

令和2年度までに整備いたしましたごみ処理施設に関する11件の償還になります。消防債につきましては、令和3年度整備いたしました高規格救急車の償還が開始されます。

公債費の元金利子を合わせました償還総額は、1億2,901万1,000円でございます。

次の22ページをお開き願います。

7款予備費でございますが、予備費につきましては前年度と同額の10万円の計上となっております。

中段記載の教育費につきましては、教育委員会及び視聴覚教材センター廃止により予算計上はございませんので、教育総務費及び社会教育費は廃項となります。教育費はそのことから廃款となります。

それでは、23ページを御覧願います。

23ページから32ページまでが給与費明細書になります。

それでは、33ページから35ページまでが債務負担行為の一覧でございます。事項、限度額、支出予定額等につきましては、記載のとおりとなっております。

次の36ページをお開き願います。

36ページにつきましては、地方債の調書となります。

令和4年度は高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線更新に地方債を予定しておりますので、見込額5億400万円を計上してございます。

以上が、日程第11、議案第10号令和4年度黒川地域行政事務組合一般会計予算の御説明でございます。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。7番佐々木春樹君。

○7番（佐々木春樹君） まず、3ページの負担金のところですね。補正でもお伺いしましたけれども、今回のこの算定は先ほどの補正の割合で算定しているのか。それとも、令和4年度の各市町村の予算でしているのかをまず伺います。

それから、支出のほうで、衛生費等なんですけれども、今ガソリンだけではなくて薬剤などいろいろな資材高騰しているというふうには認識しているんですけれども、その辺どのぐらいの割合で算定をしているのか、2点伺います。

○議長（犬飼克子君） 財政課長村田充穂君。

○財政課長（村田充穂君） それでは、佐々木議員の御質問に御回答させていただきたいと思っております。

負担金の計算方法につきましてでございますが、先ほどの率が固まって算出したのが9月ぐらい

に毎年確定になりますので、今回につきましては、新4年度については先ほど説明しました新しいほうの率で計算させてもらっております。

以上です。

○議長（犬飼克子君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長兼教育次長（佐藤初雄君） 衛生部分の各施設で使います薬品費の予算の算定につきましては、事前に今年度競争に参加していただいている業者さんのほうに参考見積りをいただきまして算定しているところでございますが、佐々木議員おっしゃるとおり、おおむね少しずつ上がっているという状況でございます。何がどうということですと、材料及び原料に石油等を使っている石油製材につきましては、10%から20%ぐらいが上がっている状況で、そちらを基に算定させていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（犬飼克子君） 佐々木春樹君。

○7番（佐々木春樹君） 算定のところ、ちょっと分かりづらかったんですけども、要は今現在の財政で算定してあるということですか。令和4年度の予算に対する内容の査定ではなくて、今現在のということですね。というのを確認すると、その薬剤関係、業者さんとも打合せはしているんでしょうけれども、例えば今ですと中国産の原料入りにくくなって、農業にも影響が及んでいるというふうに伺っています。なかなか日本に輸入できない分、代替品を他国から輸入するに当たっても3割、4割当たり前に高くなっているというところもあります。なので、その辺も注視した中で予算取りはしたんだと思うんですけども、今後もその辺の情勢を踏まえた中で、議会にも報告いただければなというふうに思います。この金額の高騰等ですね、状況の変化があればですね。そういうことを求めていきたいと思います。

○議長（犬飼克子君） 財政課長村田充穂君。

○財政課長（村田充穂君） 負担金につきまして、今の話のとおり今日現在の負担金の率で、基準財政需要額で算定しております。毎年9月頃に各市町村のほうから当該年度の分が出ておりますので、毎年9月頃に確定処理を行っているところを繰り返しているところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（犬飼克子君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長兼教育次長（佐藤初雄君） 御指摘ありがとうございます。

薬品関係の参考見積りににつきましては、先ほど財政課長同様9月から10月にかけて次年度のとい

うことで、予測値ではありますが参考見積りを提出していただいて、そちらを基に予算組みをさせていただいているという状況でございます。その後社会情勢等々が変化するというのは、おむねあることはあります。実際過去にも価格高騰でその予算組みをした中での当初予算で予定価格を組んで入れて、成立しなかったというケースも過去にはあったことはあります。それを踏まえまして、契約、起案するときにも再見積りをしながら、価格の変化に注視しながら起案させていただいていると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（犬飼克子君） よろしいですか。ほかにありませんか。15番和賀直義君。

○15番（和賀直義君） 11ページの循環型社会形成、この計画策定業務でございますが、全協のときにもちょっとお聞きしたんですけれども、なかなかこうイメージが湧かないんですけれども、要するに今のし尿処理がかなり老朽化したよと。そして、今現在やっているその生活排水、それを循環型でいろんな何ていうのかな、改善などこうやっていくのかなと思うんですけれども、アウトプットとしてこの策定をすると、アウトプットとしてどういう計画が出てくるのか、もう少し具体的に説明してもらえると分かりますが。

○議長（犬飼克子君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長兼教育次長（佐藤初雄君） 循環型社会推進計画の地域計画そのものにつきましては、一般廃棄物、し尿も含めた一般廃棄物についての処理計画でございます。その処理をするためにはこのような施設が必要だ、そういうことも踏まえた中での計画という形になりますので、まだ今方針をコンサル等に委託して方針を今検討中でございますけれども、今後のこの地域の生活排水を含めたし尿、それから汚泥についての在り方の基本的な計画を策定するというものでございます。そちらの計画を基に、建物をどうするかということについても明記されるという状況になります。

以上でございます。

○議長（犬飼克子君） よろしいですか。和賀直義君。

○15番（和賀直義君） なかなかそのイメージが湧かないんですね。

今、一般廃棄物の循環型という言葉があつて、そしてその後ずっと聞くと、し尿処理と何かそつちのほうにだけ集中しているような説明に聞いたんですけれども、これは一般廃棄物全体をやるとのことなのか。それとも、生活排水関連、今生活排水の中でトイレ関係はみんなくみ取りでやっているだけけれども、そういうのが今後どうやっていくとか、そういうものも検討されるようになるんですか。

○議長（犬飼克子君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長兼教育次長（佐藤初雄君） 和賀議員のおっしゃるとおり、一般廃棄物といいますと、ごみもし尿も全て含まれるという形になっております。それで、循環型社会推進の地域計画につきましては、5年スパン、延ばして7年までということもありますけれども、基本的に5年スパンという形で地域全体のごみと生活排水、し尿も含めた形の計画をつくるという状況になっております。したがって、ごみの焼却施設建設、それからそれに伴うマテリアル施設を建設した際に、循環型社会推進の地域計画そのものはありました。それにつきましては、一般廃棄物の中のごみだけということになっておりますので、それにさらに今回は生活排水及びし尿処理の内容もさらに加えて、全体として地域計画を作成するという形になりますので、今回次年度につきましては今あるものにし尿処理の方針を加えるというふうに理解していただくとありがたいと思います。

以上です。

○議長（犬飼克子君） 和賀直義君。

○15番（和賀直義君） 今ほら話題になっている廃プラスチックとか、マイクロプラスチックとかいろいろ話題になっているんですけども、その辺のほうにもこう行く可能性はあるんですか。

○議長（犬飼克子君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長兼教育次長（佐藤初雄君） はい、ごみのほうの変更も中には含まれる可能性もございます。

以上です。

○議長（犬飼克子君） ほかにございませんか。11番高橋正俊君。

○11番（高橋正俊君） それでは、5ページの財産収入の中で、消防車両売却収入1,000円とありますが、この内容をちょっとお聞きしたいのと、それから12ページの火葬場の費用で斎場施設維持補修費というの、680万5,000円載っていますけれども、この内容とかこの修繕するのとか、その辺の内容をお聞きします。

それから、18ページの消防学校救急救命士研修などのこの費用ですね。これ先ほどちょっと説明あったのか、ちょっと私聞き漏らしたかもしれません、ここを何人いて、何か月間学校に行くとか、そういう具体的な内容をお伺いします。

それと、19ページの12節の委託料の中で、除雪費用とか一般回収業務の委託、ここだけ数字入っていないんですけれども、この明細をお伺いします。

○議長（犬飼克子君） 財政課長村田充穂君。

○財政課長（村田充穂君） それでは、高橋議員のただいまの御質問のうち、私のほうから財産収入

の分と一番最後にお話がありました委託料の明細の件のことにつきまして、御回答させていただきたいと思います。

まず、財産収入につきましては、今年度消防のほうで更新を予定しています連絡車のほうの売払いを今年度計画していたところですが、納期のほうがどうしても今年度内ぎりぎり迎えるということで、払下げとなると所要の時間が要するものですから、払下げを来年度に持ち越したために、科目設定も含めて1,000円の予算計上をお願いさせていただいたものでございます。

あと、委託料につきましては、19ページに限らず、委託料では全て工事費含めて金額を省略させてもらっております。どうしても金額が出ますと、予定価格、予定の発注高等の推測がつきやすいということになりますので、そちらにつきましては予算書上のほうからは省略ということにさせてもらっております。

よろしく願いいたします。

○議長（犬飼克子君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長兼教育次長（佐藤初雄君） それでは、12ページの斎場施設維持補修費について内容を御説明したいと思います。

この12ページの中の14節工事請負費524万7,000円と、それから需用費の中の修繕料（施設管理）155万8,000円、これを足し上げたものが斎場施設維持補修費という名目で、こちらのほうに御説明申し上げているものでございます。

以上です。

○議長（犬飼克子君） 消防次長高橋 正君。

○消防本部次長（高橋 正君） それでは、18節に計上しております、研修内容について御説明申し上げます。

消防学校救急救命士研修等ということで記載しておりますが、宮城県消防学校につきましては新規採用しました初任総合教育という名目をはじめ、指揮隊長、危険物、いろいろ専門科目がございまして、その合計が令和4年では156万2,000円の計上となっております。また、救急救命士の研修に関しては、令和4年度は年間を通して2名、前期、後期ということで、東京救急救命研修所に2名合わせまして約800万円弱の研修費用となっております。

あと、もう1点につきましては総務課長のほうから御説明します。

○議長（犬飼克子君） 消防本部総務課長石川久志君。

○消防本部総務課長（石川久志君） それでは、大衡出張所及び富谷消防署に関わる除雪業務委託に

ついて御説明申し上げます。

業務委託費用については大衡出張所、算定につきましては1回当たり、1時間としまして5回を予定させていただいております。富谷消防署であっては、1時間業務を3回ほど計上をさせていただいているような状況であります。

以上であります。

○議長（犬飼克子君） 11番高橋正俊君。

○11番（高橋正俊君） それでは再質問します。

この消防車の売払いの予定ですが、いわゆる財産等を整理するわけですから、もう少し工夫して、この選定はどういうふうを選定しているのか分からないですけれども、連絡車でも私考えたのはこんな金額ではないと思うんですよ。だから、その辺ちょっと工夫していただきたいと。

それから、消防職員の救急救命士とかこういう学校に入るのに、これ何か月間入るのか、その辺再度お伺いします。

○議長（犬飼克子君） 財政課長村田充穂君。

○財政課長（村田充穂君） それでは、改めて御回答させていただきたいと思います。

予算につきましては、収入額が確定した後、補正予算のほうで改めて売払いできた金額で御報告させていただきたいと思っています。あと、払下げ方法につきましては、今のお話のとおりいろいろ検討はさせていただきたいと思っていますので、よろしく御理解のほうお願いしたいと思います。

○議長（犬飼克子君） 消防本部総務課長石川久志君。

○消防本部総務課長（石川久志君） それでは、各種研修の日程など御報告いたします。

救急救命士たちは、先ほど次長説明したとおり、来年度2名となっております。前期、後期で分かれます、研修期間はそれぞれ126日間、約6か月となっております。そのほか、県消防学校にあっては各種研修内容によりまして、実施日数が違うんですけれども、新規採用の初任総合教育、これは年間を通して180日の研修となっております。そのほか、専科教育などは1週間から2週間程度、その都度内容によって講習するような内容となっております。

以上となります。

○議長（犬飼克子君） 高橋正俊君。

○11番（高橋正俊君） 先ほどから私1,000円ちょっとの話しているの。大分小さい話をしているんですけれども、先ほど工作車の新規購入ということで、古い車を処分するということもあったんですが、それで私はちょっとその辺を工夫したらいいんじゃないですかというのは、そのことも含め

で言っているわけですよ。あの古い工作車を処分する場合に、私今現在の知識で言うと、何百万円単位で処分できるんですよ。ですから、その辺も含めてその処分の方法を少し見直して検討したらいいかなとちょっと思うんですが、その辺をお伺いします。

○議長（犬飼克子君） 消防長石川 勉君。

○消防長（石川 勉君） 先ほど来工作車の件で再利用だったり、あとは何かの予備車として、災害時に予備車として使用できないかというお話もありまして、処分等の再検討をしまして進めたいと思います。

なお、今予備車という形では搬送車、お正月に紹介しました搬送車を購入してございますので、何かあった場合にはそちらに精査した資機材、工作車の古い機材などを積んで、予備車として扱うようなことも考えていますし、工作車両のほうの存続ということでもありますと、どうしても車庫がなかったり屋外に放置ということにもなりますので、その処分する際も名前を消したりいろいろ費用もかかるものですから、その辺を相殺しますと残る金額も大分少なくなるということもありますので、再利用できるか、それと処分していく、先ほど処分ということでお答えしましたけれども、その辺も含めてまた検討したいと思います。

○議長（犬飼克子君） ほかにありませんか。5番渡辺良雄君。

○5番（渡辺良雄君） 20ページの補助金について、少年婦人防火委員会、これを少しどのような活動をなさっているのか、中身を少しお伺いをいたします。

○議長（犬飼克子君） 消防次長高橋 正君。

○消防本部次長（高橋 正君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

この文言のとおり、少年婦人防火委員会とございまして、幼年消防、少年消防、また婦人防火クラブという団体がございまして、幼年消防に関しては火の用心に関するイベントなどを各幼稚園から要請いただきまして、火の用心の合唱だったり、願いを込めて風船を上空に上げたり、またあと婦人防火クラブによっては黒川地域管内の婦人防火クラブ員が一堂に会して、例年ですと大和町のまほろばホールで各種研修会を実施しているところでございますが、ここ2年はコロナ禍の影響により実施できない状況になっております。また、来年度は予算としまして、例年30万円を計上してございますが、過去2年間は婦人防火クラブの研修会が未実施のことで20万円に減額して、少年育成のほうに力を入れ、言葉が語弊がありますが、そちらのほうに事業を推進しているところでございます。

以上でございます。

○議長（犬飼克子君） よろしいですか。10番金子 透君。

○10番（金子 透君） それでは、私から2点お聞きいたします。

衛生費の2項清掃費、各事業において役務費として、検査項目が先ほどの説明によりますと、ダイオキシン、ばいじん、セシウム、放射性セシウムですね。通常の業務であればダイオキシン、ばいじんはわかりますけれども、検査項目の1つである放射性セシウム、これは東電の事故に由来するために検査が発生したのか、まずお聞きいたします。

次に、消防のほうの先ほど同僚議員から出ました補助金、私の知る限りでは小さい子供、小学生、幼稚園、あと婦人防火クラブ等の予防啓蒙活動に関する補助金と理解しているんですけども、今各自治体において消防団員の減少が非常に危機的に叫ばれております。ちょっと考え方を変えまして、中学生、高校生等を対象にした消防団員、各市町村の消防団強化のための授業というの、この補助の中で考えるべきだと思いますけれども、以上2点についてお聞きいたします。

○議長（犬飼克子君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 衛生部門各施設の放射性セシウム濃度測定について、御説明いたします。

放射性セシウム濃度測定につきましては、議員おっしゃるとおり東電原発事故由来で、その後に国から放射性セシウム濃度測定をすることということで、いわゆる特措法で定められております。こちらにつきましては、焼却施設の灰、それから処分場の井戸の水につきましてはもともと補助金が出る事業で、100%補助金ということで、歳入のほうに記載されておりますモニタリング補助金、それでしているものでございます。

ただ、それだけでは地域住民の安心・安全を確保できないだろうというところがございますので、その特措法で定められている以上の放射性セシウム濃度測定をしているところでございます。それについて東電側に直接請求を現在でもしているところでございます。その直接請求したところで東電側に認められましたのが、焼却施設の排ガス、それから衛生センターから出る処理水等々が認められたというところでございますが、それでも東電から直接請求で認められなかったものにつきまして、1月の議会のほうで同意を得たものでございますが、ADRセンターを通して和解が成立したというものでございます。

以上です。

○議長（犬飼克子君） 消防長石川 勉君。

○消防長（石川 勉君） ただいまの御質問でございますが、中学、高校への有効な活用ということでございますが、委員会を構成するメンバーで検討しまして、有効な活用、補助金の使い道を決定

していきたいと思います。

○議長（犬飼克子君） 金子 透君。

○10番（金子 透君） 消防のほうは理解いたしました。

先ほどの検査なんですけれども、さきの臨時会で見解の相違をもって、地域黒川圏域住民の財産が百何万円か二百何万円逸失したわけですね、和解したことによって。本来はかかった金額全部頂くべきものをこのぐらい、一生懸命頑張って和解までもっていったんでしょうけれども、恐らく何年か後に請求した金額がまた地域住民の財産が逸失する恐れがあると私は考えるんです。であるならば、やる前に覚書を交わして、地域住民の財源を逸失することのないような予防線という大変なんですけれども、それをきちっと確定させてからやるのも一つの考え方だと思うんですけれども、この先将来見解の相違でまた何百万円ぐらい逸失するような和解を結ぶ恐れがあるのを、なかなか理解はできないところでありますけれども、その辺の考え方お願いいたします。

○議長（犬飼克子君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 今回の和解における和解額ということで、こちらの要求額を下回った状況ではございますけれども、逆に考えますと東京電力のほうでは一切うちのほうには関係ないんだということで0円回答だったところを、ここまで持ってきたという考え方でございます。しがたいまして、これらのセシウム濃度のある部分ですね、それから濃度測定ではないんですけれども、汚泥の運搬費用等々につきましては、ADRセンターのほうでも認められなかったというところがございますので、今後につきましては東電に直接請求することについても、こちらのほうでは考慮しなければいけないのかなと、今後の請求につきましてはですね。そのような考えでおります。

以上です。

○議長（犬飼克子君） 金子 透君。

○10番（金子 透君） 一つの原則に、原因者復旧という言葉があると思うんですよ。セシウムは事故がなければ調べる必要がなかったわけでありますから、東電が何を言おうが、あなたが起こした事故のためにこういう費用が発生するんですということを、無理なのかどうか、私が言っていることが無茶なのかどうかはちょっとあれなんですけれども、地域住民の安心・安全の確保の意味からも検査は必要だというのは本当に理解するんですけれども、ただそれはただではないと。その費用をきちっと頂くためにも、法的な手段に逆に訴えてでも少し検討すべきと考えます。少し強硬な手段に出てもよろしいのではないかと私考えるんですけれども、これで最後の質問といたします。

○議長（犬飼克子君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 議員おっしゃることは重々理解させていただきました。

ただ、こちらとしては、またお話で恐縮ですが、もともとある程度の放射性セシウム濃度測定につきましては、もともと法律でも認められている。さらに直接請求でも認められている。それ以上、つまり水で言いますと放流水、川に直接流す水は当然測るのは認めましょうと。ただ、そこに付随する、その手前の処理水は調べる必要はないんじゃないかというふうな東電の考え方、それから最終の川に流すものは調べているのでそこで分かるだろうという考え方でございます。それで支払いを拒否したという形になります。で、ADRセンターのほうにこちらで議員おっしゃるとおり、強硬というわけではないですけれども、こちらも納得いかないというところが、住民の安全・安心のためにさらに調べているんだということで、そういうことでADRセンターのほうに仲裁の申立てをしたという状況でございますので、最低限度のセシウム濃度測定についてはもともと認められているという状況で御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（犬飼克子君） 助役鎌田節夫君。

○助役（鎌田節夫君） 業務課長の説明に補足の形になりますけれども、今まで地域住民の安心・安全のためにすべきものは何かということで、いろいろこの測定もやってきたわけですけれども、これからもその安心・安全を確保するために何が必要か、その辺も考えながらやっていきますし、議員さんからの今いろいろお話ありましたことも含めて慎重に検討してまいりたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（犬飼克子君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので、これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第11、議案第10号令和4年度黒川地域行政事務組合一般会計予算を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第11号 令和4年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計
予算

○議長（犬飼克子君） 日程第12、議案第11号令和4年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別

会計予算を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課参事田中孝幸君。

- 業務課参事（田中孝幸君） それでは、議案第11号令和4年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計予算について御説明いたします。

議案書20ページを御覧ください。

第1条につきましては予算の規模であります。特別会計歳入歳出を、それぞれ1,375万8,000円とするものでございます。

次に、別冊の令和4年度各種会計予算に関する説明書37ページをお開き願います。

歳入歳出の総括で、前年度と比較しまして85万6,000円の減となっているものでございます。

38ページを御覧ください。

歳入については、おおむね市町村負担金となっており、総額で1,373万8,000円となっております。市町村ごとの負担金については表記のとおりとなっております。

39ページを御覧ください。

歳出につきましては、令和4年度における審査回数を100回と、前年度と同じ回数を計画しております。1節報酬は、委員40名分の報酬でございます。2節給料から4節共済費までは、担当職員1人分の人件費。8節旅費から13節使用料及び賃借料までが、審査会の開催に要する経費を各節ごとに計上しているものでございます。

40ページ以降は、審査委員報酬と職員給与費の明細書でございますので、御参照願います。

以上が、令和4年度介護認定審査会特別会計予算でございます。よろしく御願いたします。

- 議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。7番佐々木春樹君。
- 7番（佐々木春樹君） 理事長の挨拶の中に、40名による8合議体で審査をしていると、今の説明では年間100回というふうにおっしゃいましたけれども、ここ数年その回数の推移というのは変わらないのでしょうか。まず、そこをお伺いします。

- 議長（犬飼克子君） 業務課長佐藤初雄君。

- 業務課長兼教育次長（佐藤初雄君） 回数につきましては、今年度より減っています。

以上です。

- 議長（犬飼克子君） 佐々木春樹君。

- 7番（佐々木春樹君） 私は同じぐらいで推移しているのかなと思ったんですけども、というのは、この介護認定の審査回数が少し少ないのではないかというふうな話を承ることが多いです。と

というのは、やはり高齢化社会になってきて、認知症になる方、またその介護認定を受ける方々が増える一方だというふうな中で、なかなか自分たちが思っているよりも低い査定をされた。でも、実際施設に預けてみると、いやこんなもんじゃないですねというふうな、要はその審査のときにははっきりしているんだけど、実際生活すると認知が進んでいるというふうな方々がかなり増えている。そういうふうな状況の中で、回数が同じで予算を取っているのだったらまだしょうがないかなと思うんですけども、減っているのではこれどうなのかなと。どのように判断をしてこのような予算になっているのか、もう一度お願いします。

○議長（犬飼克子君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長兼教育次長（佐藤初雄君） お答えいたします。

介護認定審査会の開催件数の判断につきましては、各市町村のほうに今後審査を行う予測でしかないんですけども、予測という形で各市町村のほうから調査をさせていただきまして、それを基に来年度の審査件数はおおむね何件、あまり少ないのを開催するのということもございまして、1回の審査件数を30件という想定で、30で割って開催件数をこのぐらいということで約100回という形で審査させていただいております。

佐々木議員おっしゃるとおり、確かに65歳以上の人口もちろん増えております。さらには要介護認定、要請対象者になっている人数も増えており、絶対数は増えております。ただ、介護保険法の改正によりまして、現在今までは基本が6か月で最大24か月までというような縛りがあったんですけども、介護保険法の改正になったというところがありますので、件数が多くなったと、現実的にはそういう形なんだろうけれども、状態が変わっていないような方については、最大36か月まで延ばしていいよというように法が改正されたものがございまして、それによりまして、延べの開催件数は減らしても大丈夫だという判断が立ったものでございまして。

実際問題今年度の経過もですが、その36か月に長くしたというところがございますので、審査件数があまりにも少なく、10件とか15件ぐらいしか集まらないというところがございますので、中止といいますか、前倒しとかそういうふうにして、しない審査会、今年度も実際あったという状況がございますので、御報告させていただきたいと思っております。

以上です。

あと、さらには介護保険法の改正ということで、議員さんがおっしゃるとおり、途中で状態が変わるという方はいっぱいいらっしゃいます。それは私も知っているところがございますけれども、それにつきましては状態が変わったということでケアマネの方に御報告していただければ、途中で

も審査会には入るといふ状況になっておりますので、多分ケアマネの方は常にその患者さんにタッチしておりますので、状態が変わればすぐ変更申請はされると解釈しておりますので、よろしくお願い致します。

○議長（犬飼克子君） 佐々木春樹君。

○7番（佐々木春樹君） 現状法改正でそうなっているというふうなことも分かってはいたんですけども、例えばケアマネの方に話を聞けば、なかなか審査会ないんです、そういうふうに言うんです。審査会しているほうに言わせれば、各市町村から求められているのをきちんとやっているんですよというふうに言われる。実際困っているのは、やはりその介護認定を判断してほしい家族の方たちですよ。その方たちが実際困っているというふうに分かれば、どこを改善すればいいのか、この場で言えることはこのぐらいですけども、あとはこの地元の福祉課なりケアマネしている人たちとも話はしてみますが、現状を踏まえた中で今後計画を立てていただければいいかなというふうに思いますので、その辺心置き願えればと思います。

○議長（犬飼克子君） 答弁はいいですか。ほかにありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第12、議案第11号令和4年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩に入ります。会議の再開は2時10分です。

午後 2時01分 休憩

午後 2時13分 再開

○議長（犬飼克子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。（「はい、議長」の声あり）

佐々木議員の発言を認めます。

○7番（佐々木春樹君） 先ほどですね、質問の中に不適切な発言がございました。申し訳ありませんでした。

内容は、ぼけてしまっているというようなことでありますけれども、認知が進んでしまったとい

うふうに訂正いただければと思います。

申し訳ありませんでした。

○議長（犬飼克子君） 先ほどの佐々木議員の発言において訂正を認めます。

日程第13 議案第12号 令和4年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会
特別会計予算

○議長（犬飼克子君） 日程第13、議案第12号令和4年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計予算を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課参事田中孝幸君。

○業務課参事（田中孝幸君） それでは、議案第12号令和4年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計予算について御説明いたします。

議案書22ページを御覧ください。

第1条につきましては予算の規模であります。本特別会計の歳入歳出を、それぞれ114万4,000円とするものでございます。

次に、別冊の令和4年度各種会計予算に関する説明書47ページをお開き願います。

歳入歳出の総括で、前年度と比較しまして1万8,000円の増となっているものでございます。

48ページをお開き願います。

歳入については、おおむね市町村負担金となっており、総額で114万2,000円となっております。市町村ごとの負担金については表記のとおりとなっております。

歳出につきましては、令和4年度における審査回数を12回と、前年同様の回数を計画しております。1節報酬は、委員10名分の報酬でございます。8節旅費から11節役務費までが、審査会の開催に要する経費を各節ごとに計上しているものでございます。

49ページ以降は、審査会委員報酬の明細書でございますので、御参照願います。

以上が、令和4年度障害支援区分認定審査会特別会計予算でございます。よろしく願いいたします。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第13、議案第12号令和4年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会

計予算を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第13号 令和4年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算

○議長（犬飼克子君） 日程第14、議案第13号令和4年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長佐藤初雄君。

○業務課長兼教育次長（佐藤初雄君） それでは、議案書24ページ御覧願います。

議案第13号令和4年度黒川地域行政事務組合病院事業会計について御説明申し上げます。

第2条につきましては、業務の予定量でございます。こちらにつきましては、指定管理者からの病院経営計画が提出されておりまして、その予定量となっているものでございます。

（1）病床数につきましては、変わりございません。

（2）の年間患者数でございます。こちら入院が4万1,610人。外来につきましては、6万5,046人ということになっております。

（3）の一日平均患者数でございますが、こちら入院が114人、外来につきましては222人を予定するものでございます。

（4）の主な建設改良事業としては、医療機器の整備事業でありまして、後ほど第9条で出てまいります。9点の医療機器の更新事業を予定しているものでございます。

第3条につきましては、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入合計につきましては2億298万7,000円に対しまして、支出合計につきましては3億8,491万8,000円とするものでございます。

次のページの第4条につきましては、資本的収入及び支出の予定額を定めるものでございまして、収入合計、支出合計ともに4億1,186万5,000円とするものでございます。こちらにつきましては、病院移転、新築事業、病院改修事業、それから医療機器の整備事業に係ります起債の元金償還及び令和4年度に新たに購入する医療機器に係る企業債の収支ということになります。

第5条は、令和4年度に新しく整備する医療機器整備事業に係る企業債の限度額を定めているものでございます。

第6条につきまして、一時借入金、限度額を定めることで限度額を4,000万円とするものでございます。

第7条につきましては、議会の議決を経なければ流用できない経費ということで、職員給与1人分の限度額を547万円と定めるものでございます。

次のページ、御覧願います。

第8条につきましては、関係市町村からの病院会計へ補助、市町村負担金を受ける金額を定めるもので、収益的収入につきましては1億5,857万1,000円、一方資本的収入につきましては3億1,643万9,000円、合計で4億7,501万円とするもので、こちらの表につきまして関係市町村ごとに集計しておりますので、御覧になっていただきたいと思っております。

第9条につきましては、重要な資産の取得としまして、医療機器であります9点の資産を取得するものでございます。

議案書につきましては以上になります。

続きまして、別冊にあります予算に関する説明書50ページ、51ページでございますが、こちらにつきましては予算の実施計画書でありますので、御覧になっていただきたいと思っております。

52ページから御説明させていただきたいと思っております。

まず、52ページの表題を、令和3年度となっておりますが令和4年度と訂正願います。

令和4年度当初予算実施計画明細書でございます。

まず、病院事業収益でございますが、こちらにつきましては2億298万7,000円となっております。

1項の医業収益でございますが、先ほど補正予算のところでも御説明しましたが、利用料金制になったことによりまして、入院収益、外来収益などの医療行為における収入は一切ございません。他会計負担金として、協定書に定められております救急医療を確保するための補助金1,000万円のみという形になります。

2項医業外収益につきましては、1億9,298万6,000円を予定するものでございます。そのうちの1目受取利息及び配当金でございますが、こちらにつきましては、令和2年度に一般会計及び企業債を利用しまして指定管理者へ長期貸付を行っていたものの利息分を、指定管理者より納付いただくものでございます。

医業外収益につきましては、2目の他会計負担金が主なものでございまして、1億4,857万1,000円を予定しているものでございます。

53ページ御覧願います。

病院事業費用につきましては、3億8,491万8,000円となっているものでございます。

1項医業費用でございますが、3億5,488万9,000円となっております。給与費につきましては、組合の中の病院事業に係る1名分について547万円を算定しているものでございます。

3目経費でございますが、総額で1億2,785万2,000円となっているものでございます。担当職員の福利厚生、それから組合担当が使用します消耗品、それから協定書で定められています20万円以上の修繕料の事業でございます。費用につきましても、利用料金制になったことによりまして、自由診療の委託料及び保険診療の報酬の交付金については、基本的には計上が全くございません。ただ、令和2年度以前の代行制時代の未収金が今後も回収される見込みがございますので、自由診療委託料2万2,000円及び保険診療交付金を368万5,000円とこちら予測しまして、計上しているものでございます。また、交付金として協定書で定めている運営交付金7,000万円、救急医療運営費補助金1,000万円を指定管理者に交付するものでございます。

2項の医業外費用でございますが、企業債利息及び令和2年度の一般会計から借りた長期借入金の利息の費用を計上しております。

54ページお開き願います。

こちらにつきましても、こちらの表題、令和4年度に訂正お願いいたします。

資本的収入及び支出についてでございます。

こちらにつきまして、企業債でございますが、今年度更新予定の医療機器の原資とするものでございます。

次の補助金でございますが、国庫補助金として予算書で先ほど御説明した重要な資産の中の1番のオンライン認証システムというものの導入につきまして、こちら内容につきましてはマイナンバーカードの保険証の情報の読み込むシステムでございますが、こちらについて全国の医療機関令和5年度までに設置するように国から求められておりますが、公的病院については促進して早く導入してくださいということで国からの指示が出ており、それに対する国庫補助金が出るというもので、こちらにつきまして95万1,000円の補助金を計上しているものでございます。

次の長期貸付金回収金でございますが、こちらにつきましては指定管理者のほうに貸し付けた長期貸付金の元本分となるものでございます。

資本的支出につきましては、企業債の償還金、それから建設改良費としての機械備品の更新となります。

最後のリース資産購入でございますが、当該年度中に医療機器を更新せざるを得ない状況になっ

た場合で、リース資産を購入して緊急に更新を行うというもののために計上しているものでございます。

最後の長期借入金償還金でございますが、こちらにつきましては一般会計から貸し付けた元本分を一般会計へ返還するというものでございます。

続きまして、55ページから57ページでございますが、こちらにつきましては令和4年3月31日現在の予定貸借対照表でございますので、御覧ください。

58ページから59ページにつきましては、令和3年度の予定の損益計算書という形になります。

60ページから62ページでございますが、こちらにつきましては令和5年3月31日現在の予定の貸借対照表ということでございます。

主な科目でございますが、60ページの資産の部の固定資産につきましては、真ん中あたりですね。30億7,338万9,000円と予定しております。下のほうでございますが、流動資産につきましては、現金預金のみという形になりまして、2,511万4,000円という形になります。次の未収金につきましては、1,877万9,000円ということで、補正予算のほうでこちらのほうで訂正させていただいておりますので、これにつきましては完全な患者さんからの未収金の累計という形になっているものでございます。

続いて、61ページお開き願います。

負債の部でございます。

固定負債につきましては企業債など10億4,585万3,000円、流動負債を3億4,655万5,000円ということになります。負債合計につきましては、18億7,026万円を予定しているものでございます。

62ページでございますが、資本金が60億1,964万8,000円を予定しており、剰余金は欠損金という形で44億2,812万6,000円となっております。資本合計としては15億9,152万2,000円を予定しているものでございます。

63ページは令和4年度の予算をどのような方針で策定したかの注記でございますので、御覧になってください。

64ページでございますが、こちらにつきましては令和4年度のキャッシュフローの計算書でございます。こちらにつきましては、一番最後でございますが、業務活動によるキャッシュフロー、投資活動、財務活動などを経まして令和5年3月31日末で2,511万4,000円の現金があるというような予測でございます。

65ページから70ページにつきましては、令和4年度におけます職員給与費明細書でございます。

71ページにつきましては、地方債に関する調書で、現在借入れしております企業債並びに見込みに関する企業債の内訳となります。

以上が、令和4年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算の説明でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第14、議案第13号令和4年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算を採決します。お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第14号 令和4年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計予算

○議長（犬飼克子君） 日程第15、議案第14号令和4年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計予算を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長佐藤初雄君。

○業務課長兼教育次長（佐藤初雄君） 議案書27ページを御覧願います。

議案第14号令和4年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計予算について御説明申し上げます。

第2条につきましては、業務の予定量を定めるものでございまして、（1）利用回数につきましては月87人、（2）利用回数につきましては月471回を予定するものでございます。

第3条につきましては、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入合計1,000円に対して、支出合計3万2,000円を予定するものでございます。

議案書につきましては以上でございます。

続きまして、別冊にあります予算に関する説明書72ページをお開き願います。

こちら予算の実施計画書でございます。

収益的収入及び支出について、先ほど説明しました議案書の内容でございます。

同じページの下部の予算の実施計画明細書で御説明させていただきます。

まず、収益でございますが、病院同様利用料金制という形になりましたので、訪問看護ステーションにつきましては市町村負担金もございませんので、収入がなくなっております。預金利息として1,000円のみを予定しているものでございます。

事業費用としても、こちらも病院同様過年度分の未収金の支払いについて、指定管理者に交付するというので、予測値ではございますけれども、3万2,000円を予測するものでございます。

続きまして、73ページ、74ページ以降につきましては、予定貸借対照表並びに損益計算書等々の資料でございますので、御覧になっていただきたいと思っております。

訪問看護ステーション事業会計については、以上になります。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第15、議案第14号令和4年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計予算を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これをもって本日の日程を全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和4年第2回黒川地域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後2時36分 閉会

以上、上記会議の顛末を記載し、その正当なることを証するため署名する。

令和4年2月8日

黒川地域行政事務組合議会

議 長 犬 飼 克 子

署名議員 菊 池 美 穂

署名議員 畑 山 和 晴